

建 第 6395 号
令和7年2月19日

各市町 建築主務課長 様

佐賀県県土整備部建築住宅課長

建築基準法改正に伴う建築確認申請時の付属調書の作成について（事務連絡）

標題の件につきまして、令和7年4月1日施行の建築基準法改正に伴い、建築確認申請が必要となる対象範囲が拡大します。例えば、これまでは不要だった都市計画区域外の木造2階戸建て住宅も建築確認申請が必要となる等、建築確認申請の件数増加が見込まれます。

全ての建築確認申請において、付属調書を作成するのは各市町の負担が増加することから、令和7年4月1日以降の付属調書の作成は下記のとおりお願いしたいと考えております。

なお、都市計画区域外かつ建築基準法第22条区域外においても付属調書を作成していた市町で、改正前と同様に付属調書を作成する場合は、各土木事務所にご相談ください。

記

- ・都市計画区域、準都市計画区域
- ・都市計画区域外の建築基準法第22条の規定に基づく区域内

※付属調書の内容を変更する予定はありません。

佐賀県県土整備部
建築住宅課 建築指導担当 猪谷
TEL : 0952-25-7165 FAX : 0952-25-7316
MAIL : kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp